

蓄電池設置費補助金

～申請手続きの流れ～

 申請者

① 蓄電池の設置

◇申請は、蓄電池を設置した後となります。

 申請者

② 申請書兼請求書・添付資料の作成

◇申請書を作成し、必要資料を準備してください。

(申請書および添付書類の作成は、代理の業者等が行っても構いませんが、区役所は申請者と業者との間に生じた問題等には関与できません。また、業者等とは緊密に連絡が取れるようにして下さい。)

◇申請書裏面のアンケート調査も、忘れずご記入ください。

 申請者

③ 申請書等の提出

◇申請期限…発電システムを設置した日(新築の建物に設置した場合は、当該建物の引渡しを受けた日)から12か月以内に、必要書類を全て揃えてご申請下さい。

◇申請方法…令和7年度は申請に関する業務を民間事業者へ委託します。
申請方法の詳細が決まりましたらホームページでご案内致します。

※郵送の遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

 事業所

④ 申請受付・内容審査

◇申請受付後、受付順に内容の審査を行います。不明な点がある場合は、電話等でご連絡する場合があります。

◇審査の結果、一部又は全部が補助対象とならない場合もありますので、ご注意ください。
(要件を満たしていない場合等)

 区役所

⑤ 補助金交付決定通知書の送付

◇申請受付後、申請者ご本人宛に通知書をお送りします。

◇同封している「補助金交付請求書兼口座振替依頼書」をご記入の上、環境政策課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください。

 申請者

⑥ 補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出

◇「③申請書等の提出」の段階で既にご提出いただいている場合は、提出不要です。

 区役所

⑦ 補助金の交付

◇ご提出いただいた、「補助金交付請求書兼口座振替依頼書」に記載の口座へ、振り込み手続きを行います。

 申請者

⑧ 補助金の振込確認

◇振込完了のご連絡は行っておりませんので、ご自身で通帳記帳のうえご確認ください。(通帳には「カンキョウセイサ アダチカイケイカンリヤ」と印字されます。)